



YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com



- 代表より ●執筆記事のご案内 ●ポジョレー解禁 ●サイバー法人台帳 ROBINS で労務の健全性をアピール
- 基礎年金番号が不明な時 ●賞与料率に関するご案内 ●年末年始のご案内 ●セミナーのご案内 ●スタッフコラム

鎌倉です。年内も残すところあと僅かですね。エールも繁忙期に突入です！

さて、先日4歳の息子の保育園の面談で、構音障害かもしれないリハビリテーションセンターに行くことを勧められたときの話です。(なんと、初診まで4ヶ月待ち……)

日頃、共働きでかつ夫とは休日もほとんど合わず、なかなか小さな成長や変化も気づかぬ我が家ですが、この件をきっかけに話し合い、もう少し子供たちとの時間をつくることを考えるようになりました。まずは夫と互いの隙間時間の見直しだったり、時間に追われずに過ごせる一緒に時間を生み出すということだったり……。そうして見ると面白いもので、日常の様々なことが違った目でも見ることができ、新鮮な気づきがありました！ものの捉え方ひとつで、あるいはできないと思っても、工夫によってできることはたくさんあるのですよね。

出産も関係なく仕事をしてきた自分が「ワークライフバランス」を口にするのは違和感もありますが、比重のかけ方はともかくとして、生活と仕事のどちらも責任を果たすことは、誰しものが必要なことだといえます。特に共働きがスタンダードになっている今、育児や介護等を抱えて働く従業員は増え続け、「両立支援」は、経営上も貴重な人材を失わないためにも、避けて通れない問題になっています。また、激変する時代において、従業員がこれらの課題の当事者としての視点をもつことや、消費者・生活者の立場から得られる多くの変化への気づきが、ビジネス上もプラスに働くことは間違いないと感じます。

過労死等防止対策推進法も11月1日から施行され、労働時間のあり方をはじめとする多様な働き方などの議論が進んでいます。経営上はこれらが短期的にはマイナスに見えることもあるかもしれませんが、避けて通れない重要な経営課題になってきているとともに、自分も試行錯誤しながら、皆様にも取り組みを発信していけたらと考えています。そしてこの取り組みは、大企業より中小企業の方が強みとして打ち出しやすいともいえます！

さあ、今年も残すところあと僅か。足元の繁忙だけでなく、未来をみすえて頑張っていきましょう！！

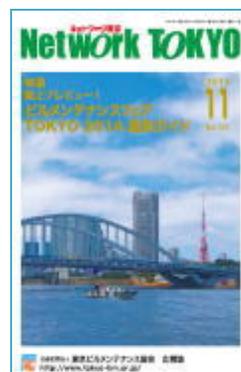


→ “NetworkTokyo”執筆のご案内

弊社代表 鎌倉が東京ビルメンテナンス協会様の会報誌「相談コーナー」に連載執筆させて頂いております。今月号は「雇用促進税制」について取り上げました！

← 2014.11.20 ポジョレー解禁

ローヤルつよや・KISSYO様のおいしいポジョレーで、繁忙期突入です。お酒のアトリエ吉祥は新吉田とトレッサ横浜、ポーノ相模大野に展開するこだわりのお店。年末年始のイベントの多いこの時期、ぜひのぞいてみて下さい！！



サイバー法人台帳 ROBINS を活用することで 労務の健全性を対外的にアピールできる！



最近、「ブラック企業」という言葉が一人歩きして経営にも影響を及ぼすケースがでてきていますが、今日は新しい付加サービスとして注目されている ROBINS の**経営労務診断**をご紹介します。「ホワイト企業」であることを、**対外的にアピールできる**というものです。人材の採用が難しくなってきた今、メールでも企業価値を高めるこれらの取り組みを支援できるよう、来年新たなサービスとしてご提供できる準備をしております。

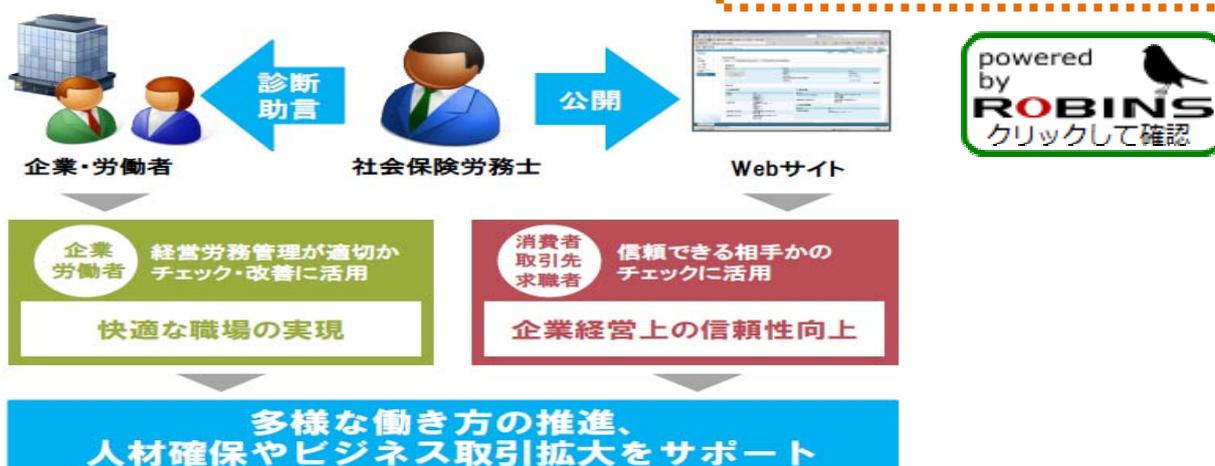
「サイバー法人台帳 ROBINS」とは……

サイバー法人台帳 ROBINS なら、サイバー空間(インターネット上)における信頼性の高い企業情報を「誰でも」、「いつでも」、「どこでも」簡単に「見ることができます」。「サイバー法人台帳 ROBINS」は、企業自身が情報を発信することと、第三者が内容を確認することを組合せた新しい情報提供サービスです。怪しい情報・不確実な情報があふれるインターネット空間上で、公式な企業情報を提供でき、企業の信頼性を高めることができます。公式な企業情報として、所在地、URL、付与されている各種番号等の企業プロフィールを提供することができるようになります。

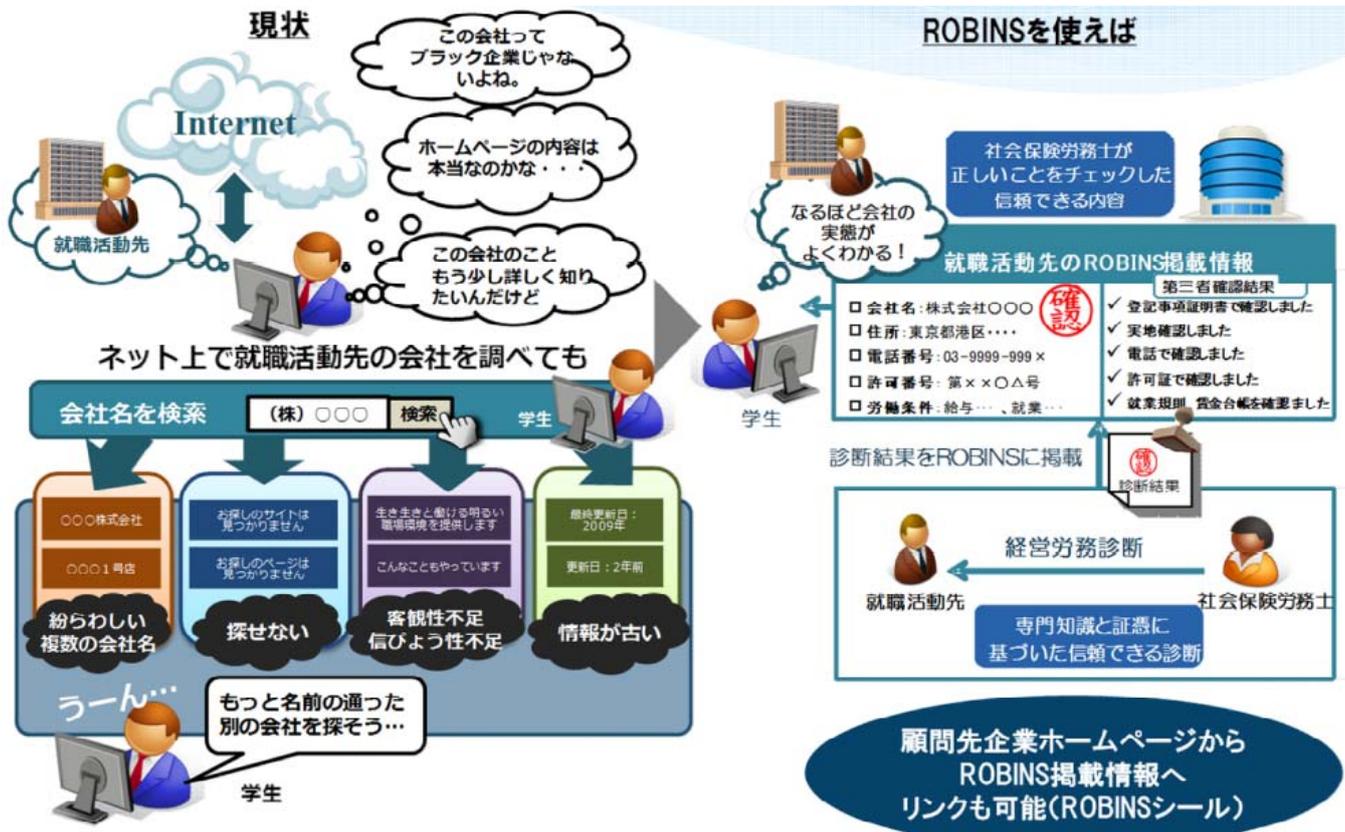


経営労務診断は、**社会保険労務士**が企業の経営労務に関する診断を行い、結果をインターネット上で公表するサービスです。「サイバー法人台帳ROBINS」の新たな機能として加わります。労務診断によって企業の人事・労務環境の改善に資するとともに、「安心安全な取引が可能な企業」「快適な職場環境」であることを表明することで、企業経営の健全性を広くアピールし、多様な働き方の推進による企業の持続的な成長を支援することを目的としています。

公式 HP <http://robins-cbrjipdec.or.jp/>



- ポイント① 企業の労働環境改善への持続的な取り組みを可能とする
- ポイント② 安価・簡易に利用可能で労働環境改善へのきっかけとなる
- ポイント③ ROBINSの仕組みを活かして信頼性のある情報の公表が可能



企業の経営労務管理の実態を示す下記「基本規定」と「基本的数値情報」を診断し、診断を行った社会保険労務士の電子署名つきでインターネットに公表します。

I. 経営労務管理に関わる基本規定

分類	選択	診断項目
1. 法定帳簿	必須	労働者名簿
	必須	賃金台帳
2. 人事労務関連規程	必須	就業規則
	必須	労働(勤務)条件関連の規程
	必須	賃金(給与)関連の規程
3. 人事労務管理データ	必須	育児・介護休業関連の規程
	必須	労働時間管理(出退勤、労働時間、残業、休日、休暇)
	必須	健康診断記録
	必須	ハラスメント相談・対応記録
4. 社会保険・労働保険	必須	社会保険(健保・年金)の加入
	必須	労働保険(労災・雇用)の加入
5. 組織関連規程	任意	組織図もしくは組織規程
	任意	職務(業務)分掌規程
	任意	職務(業務)権限規程

II. 経営労務管理に関わる基本的数値情報

分類	診断項目	必須	内容(数値)
1. 従業員情報	全従業員数	一部必須	合計人数(必須)、男女人数・割合
	正規雇用者数	一部必須	人数・割合(必須)、男女人数・割合
	正規従業員の平均年齢	任意	正規従業員全体、男女別
	正規従業員の平均年収	任意	正規従業員全体、男女別
2. 就業情報	正規従業員の年間平均労働時間	任意	正規従業員全体、男女別
	正規従業員の平均勤続年数	任意	正規従業員全体、男女別
3. 労務管理情報	女性役員・管理職数	任意	人数・割合
	非正規雇用者数	任意	人数・割合、男女人数・割合
	正規従業員採用数(直近3か年)	任意	人数・割合
	正規従業員離職者数(直近3か年)	任意	人数・割合

※サイバー法人台帳 ROBINS は、第三者評価制度であるプライバシーマーク(P マーク)制度やISMS/ITSMS/BCMSの適合性評価制度の認定機関である「JIPDEC」が運営しています。

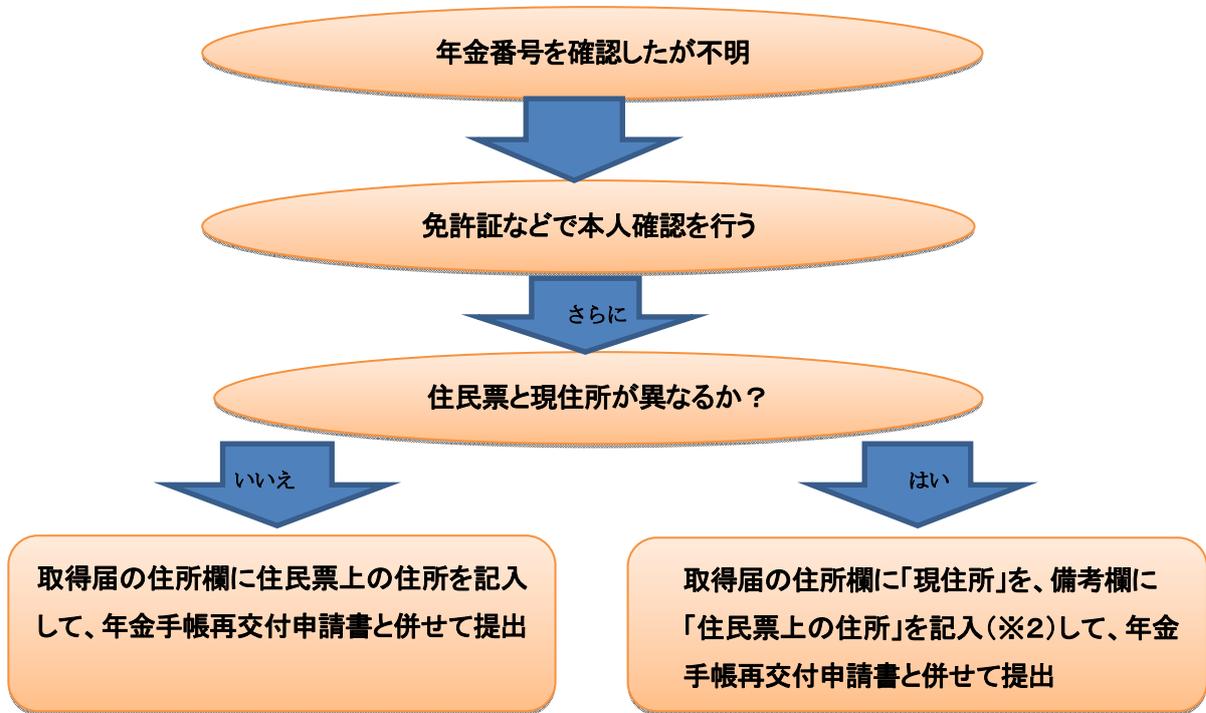


エールでも来年から上記 ROBINS の経営労務診断を顧問先企業様について、サポートいたします。現在、まだ実験的な段階から本格始動にむけてスタートを切ったばかりですので、先行企業はメリットも打ち出しやすいです。登録費用や診断料が必要ですが、人材不足時代に「ホワイト企業」として登録することで企業の健全な労務を企業価値のアピールに繋がればと思っています。ご期待下さい！

関心をお持ちの企業様は、ぜひお問い合わせください。

社会保険に入る新入社員の基礎年金番号が分からなかったら？

新社員の方を社会保険(健康保険・厚生年金保険)に入れる場合、必要になるのが「基礎年金番号」ですが、ご本人が自分の「基礎年金番号」を把握されていないケースがときどきあります。このような方の手続きが、マイナンバー制度(※1)の導入を見据えた取り組みとして、下記のように厳格になりました。



※1 住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです(平成27年10月スタート予定)

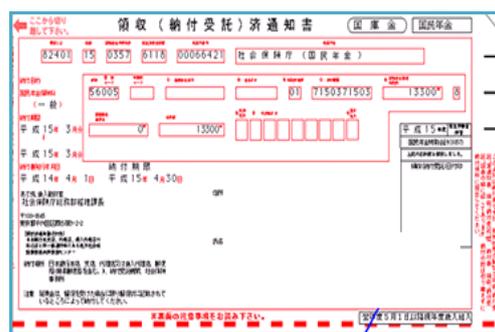
※2 あくまでも年金番号が不明というのが前提ですので、分かっている場合には現住所を住所欄に記載すれば問題ありません(上記のような備考欄の記載は不要です)

【お手続きをご依頼頂いている企業様へ】

新社員が上記に該当する場合、ご本人への確認や、住民票のご準備をお願いすることがございます。

【年金手帳が無い、と言われた場合でも】

年金番号は「国民年金の納付書」やその他の年金事務所からの郵送物にも記載があります。これらの有無も新社員にご確認下さい。



国民年金の納付書

賞与保険料に関するご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料(介護保険料含む)・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合もありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

☆雇用保険料

賞与支給額 × 5/1,000 (建設業は6/1,000)

☆健康保険料

神奈川 標準賞与額 × 49.90/1,000

東京 標準賞与額 × 49.85/1,000

☆介護保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者)

神奈川 標準賞与額 × 8.6/1,000

東京 標準賞与額 × 8.6/1,000

☆厚生年金保険料 (70歳まで)

標準賞与額 × 87.37/1,000

標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額

(例)支給総額 689,500円

↓
標準賞与額689,000円

上限:健康保険 年度540万円

厚生年金 月間150万円

健康保険・介護保険・厚生年金の料率は、協会けんぽ神奈川支部および東京支部のもので、協会けんぽのその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。

エールからのお願い

賞与について

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたら、ご連絡下さい。
不支給の場合でも、年金事務所に届出が必要です。
- 年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
- 賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。(FAXでも結構です。)

年間賃金台帳について

手続きをご依頼いただいている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、エールまで個人別の年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。(月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。)

年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。
何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

平成26年12月30日(火)～平成27年1月4日(日)

なお、12月29日(月)は16時にて営業終了、

1月5日(月)からは、平常通り業務を行います。



2014年

「建設業社会保険未加入問題の今」

建設業の企業様向けのセミナー講師のご依頼が増えております。11月は4回、今年は多数のセミナー講師、200社超の建設業からの個別相談をいただきまして誠に有難うございます。現在、年明けのご予約を承っております。セミナー、執筆、取材等のご依頼は下記までお気軽にご相談ください。

TEL:045-549-1071 建設担当責任者 加藤

スタッフコラム

今月のコラムは
佐藤が担当します



今年も残すところ、あと1ヶ月をきりました。今年は一エールに入社して10年目。私にとって節目の年です。振り返ってみると、多くのことをお客様に学ばせていただき、教えていただいた10年でした。

代表の蔭山から「この仕事はね、常に学び続けなければできない仕事だよ。もう勉強しなくていいという日はない、だから面白いんだ」と入社時から聞かされてきましたが、10年たって、本当に学ぶことに終わりはないと代表の言葉を重く感じるようになりました。

そして節目の年に、自分がどんな社労士でありたいか、あるべきかということを考えています。先月号のYSにご案内の「エール労務応援キット」の自己紹介『私のお客様とのお約束』の欄に『お客様の「参謀役」となります！』と書かせていただきました。(実は大の歴史好きです)

私の好きなTV番組「戦国鍋TV」(歴史バラエティ番組)に「戦国サポートセンター」というコーナーがあります。黒田官兵衛や、竹中半兵衛、山本勘助といった軍師(名参謀)たちが、「戦国サポートセンター」という会社(コールセンター風のオフィス)に勤務し、豊臣秀吉や、武田信玄などの武将からの相談に対応するという内容なのですが、軍師たちが、他には話せないであろう武将の悩みを聴き、課題を整理し、解決策と一緒に考える手腕が実に見事です。最後には、どの武将も「よし!戦うぞ!」と前向きな気持ちに変化していき、バラエティですが、実際の歴史に思いを馳せて、楽しめる番組です。

経営者の方々も会社を率いる中で、日々、経営のこと、従業員のこと多くの悩みを抱えていらっしゃると思います。いざというときに頼りになる「軍師」のように、お客様が心おきなく相談できる「参謀役」になれるように・・・日々学び続け、そんな社労士を目指していきたいと思っています。